

住宅改修の前後を比較して確認できる写真(高齢福祉課宛て申請用)

申請者氏名: \_\_\_\_\_

( 改修前 ・ 改修後 )

※どちらかに○をつけてください

施工事業者名: \_\_\_\_\_

改修箇所(詳細)

改修箇所(全体写真)

※申請者宅で行われる(行われた)工事であること及び対象箇所の状況・寸法が図面どおりであることを確認できるものである必要があります。

※上記内容を満たすものであれば、この台紙への写真添付以外の方法でも有効とします。

その他の撮影時の注意事項については、裏面を確認してください。

## <<写真撮影の共通注意事項>>

1	写真には必ず撮影年月日を入れてください。日付が入られない場合は、ボードや用紙などに日付を書いて写り込ませてください。写真の外側や写真に直接マジック等で書き込まれた日付は不可です。改修前・改修後の写真は、同一アングルから撮影してください。
2	写真は改修対象やその寸法が確認できるもの(詳細)と、改修対象を含む周囲の状況が確認できるもの(全体)を提出してください。それぞれ1枚の写真では写しきれない・部材が見えづらい場合は、分割して撮影するなどによりご対応ください。
3	メジャーの先端が遮蔽物等で隠れている、目盛りを読み取ることができないなど、実際の長さがわかりづらい場合は撮り直しとなります。水平に撮影しづらい場合は、目盛り位置の横に垂直に板などを当てて撮影するなどの対応をお願いします。
4	手摺り・踏み台・スロープの取付については、改修前の写真にマジック等で線を引く、取付位置にテープを貼って撮影するなど、おおよその取付位置や形状の確認ができ、改修後の姿が予想できるようにしてください。

## <<写真撮影の工事別注意事項>>

低浴槽への交換	【改修前】交換する浴槽を含む浴室全体の退き写真を撮ってください。それとは別に、浴槽の深さ(浴槽の底から縁まで)がわかるようにメジャー等を当てて写真を撮影してください。この場合、浴槽の内側を映し、メジャーの目盛りが読み取れるようにしてください。
	【改修後】改修前と同様に、交換した浴槽を含む浴室全体の退き写真を撮ってください。それとは別に、浴槽の深さ(浴槽の底から縁まで)がわかるようにメジャー等を当てて写真を撮影してください。
便器の洋式化 および 座位利用できる 流し・洗面台への交換	【改修前】便器・流し・洗面台全体が写るように撮影してください。改修対象に遮蔽物がある場合は、外してから撮影してください。
	【改修後】改修前と同様に、便器・流し・洗面台全体が写るように撮影してください。
手摺りの取付	【改修前】手摺りを設置しようとする箇所全体が写るように撮影してください。設置箇所の距離が長く1枚に収まらない場合、分割して撮影してください。
	【改修後】改修前と同様に、手摺全体(両端の固定箇所を含む)が写るように撮影してください。
段差解消	【改修前】段差改修を行うフロア全体を撮影してください。広範囲に渡り1枚に収まらない場合、分割して撮影してください。また、施工により段差が解消される箇所すべてにメジャー等を当てて、段差があることを確認できる写真を撮影してください。
	【改修後】改修前と同様に、段差改修を行ったフロア全体を撮影してください。また、段差が解消されたことが確認できる写真を撮影してください。
滑り防止・移動円滑化の ための床材変更	【改修前】変更箇所全体が写るように撮影してください。変更箇所が広く1枚に収まらない場合は分割して撮影してください。また、可能な限り、上に物が無い状態で撮影してください。
	【改修後】改修前と同様に変更箇所全体が写るように撮影してください。
引き戸等への扉取替え	【改修前】扉全体が写るように撮影してください。半開きの場合は1枚、開いた状態・閉じた状態の場合は各1枚撮影してください。
	【改修後】改修前と同様に、扉全体が写るように撮影してください。半開きの場合は1枚、開いた状態・閉じた状態の場合は各1枚撮影してください。